

## 第14章 公害等に関する知識の普及等

### 第1 公害モニター制度の運営

公害の発生状況を把握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年度から大阪府公害モニター制度を設置しているが、昭和56年度における公害モニター（100名）の活動状況は次のとおりである。

担当地区における公害発生状況の報告件数は、総数319件で、そのうち公害が発生しているとするものは24件（大気汚染6件、水質汚濁1件、騒音・振動10件、悪臭5件、その他2件）であり、これらの報告に基づき関係機関と協力してその処理を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは13件（大気汚染2件、水質汚濁2件、騒音・振動6件、悪臭1件、その他2件）で、公害モニターの公害行政に対する要望・意見は83件（大気汚染12件、水質汚濁8件、騒音・振動14件、地盤沈下1件、悪臭1件、モニター制度9件、その他38件）となっている。

更に、公害モニターの環境問題に関する知識の向上を図るため、昭和56年11月10日、公害モニター研修会として「大阪の環境の課題と将来展望」の講演と「瀬戸内海よみがえる海」を上映し、昭和57年3月24日には、大阪市環境事業局南港管路輸送センターのゴミの空気輸送方式と広報船による南港諸施設の見学会を実施した。

これらに他に、環境行政を遂行する上での参考に資することを目的として公害モニターに対し、快適環境等に関するアンケート調査を実施した。

### 第2 環境月間行事等の実施等

#### 1 環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施

我が国では、昭和48年から「世界環境デー」の6月5日を初日とする「環境週間」を設定して環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すため毎年各種の行事を実施している。

府においては、国の「環境週間」を中心に毎年6月を「環境月間」とし、広く一般府民、事業者等に対して公害の防止と良好な生活環境の保全に関する意識の向上を図るとともに、府並びに市町村が推進する環境行政に対する理解と協力を求めており、昭和56年度においては淀川の環境視察、環境問題講演会、記念植樹等を行った。

また、昭和48年以降、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主催により「瀬戸内海環境保全月間」が設定され（昭和52年度からは社団法人瀬戸内海環境保全協会が主催）、

府としても環境週間及び環境月間行事と併せて前年度に引き続き、広く瀬戸内海の環境保全に関する認識を深めるため、各種の広報活動を行った。

昭和56年度における環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施の概要は表3-14-1のとおりである。

表3-14-1 環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の概要（昭和56年度）

行 事 名	実 施 機 閣	行 事 内 容	備 考	環 境 月 間	瀬 戸 内 海 環 境 保 全 月 間
大阪自動車排出ガス対策推進会議 (昭56. 6. 4)	(構成員) 大 阪 府 大 阪 市 大阪陸運局 府警本部 他19団体	自動車公害対策の推進を図るため、昭和56年度の活動方針と国への要望事項を決定した。		○	
環境問題講演会 (昭56. 6. 9)	大 阪 府 大 阪 市 関西環境改善対策推進会議 大阪商工会議所	「エネルギー問題と大気保全対策の展望」 片 山 徹 (環境庁大気保全局調査官)	入場者数 300名	○	
環境庁10周年記念講演会 (昭56. 6. 10)	環 境 庁 (財)日本環境協会 大 阪 府 大 阪 市	「日本の環境政策の特質」 レミ・ブルードム (パリ第12大学教授) 「米国の環境政策—その回顧と展望」 レスラー・ブラウン (米国地球監視研究所長)	入場者数 700名	○	○
知事と見る淀川 (昭56. 6. 12)	大 阪 府	府下の代表的河川である淀川の環境観察	参加者数 96名	○	○
記念植樹 (昭56. 6. 14) 他	環 境 庁 大 阪 府 大 阪 市 日本ボイスカウト大阪連盟	府立金剛コロニー等府下の社会福祉施設等4カ所で、ボイスカウトによる植樹を行った。		○	
ポスターの掲示	大 阪 府	府及び市町村の広報板、国鉄・私鉄・地下鉄主要駅等に環境保全啓発ポスターの掲示並びに市町村へ配布	作成枚数 「よりよい環境を求めて」 7,000枚 「青い海・瀬戸内海を次の世代へ」 600枚	○	○

行 事 名	実 施 機 関	行 事 内 容	備 考	環境 月間	海岸 環境 保全月 間
テレビ・ラジオによるPR	大 阪 府	府提供のテレビ・ラジオ番組における環境問題の放送による啓発		○	○
パンフレットによる啓発	大 阪 府	パンフレット（「おおさかの環境と公害」、「水、自然にかえる」）、リーフレット（「飲食店営業のみなさんへ」）の配付		○	○
公害防止の自主点検の指導と立入検査の実施	大 阪 府	工場等に対する公害防止施設、産業廃棄物処理施設等の自主点検の指導及び立入検査の実施 海水浴場周辺工場に対する重点パトロールの実施		○	○
自動車排出ガス等街頭検査	大 阪 府 大 阪 市 府下各市町村 府警察本部 大阪陸運局 軽自動車検査協会	自動車排出ガスの街頭における検査		○	
事業者指導	大 阪 府	水質総量規制制度について、対象工場等に対し趣旨の徹底を図る。 工場等に対し、りん排出量の削減についてPR		○	○
府公害監視センターの一般公開	大 阪 府	府公害監視センターを一般府民に公開		○	○

## 2 公害等に関する広報等

### ア 広報パンフレット等の配布

府民及び事業者に対し、府の公害防止に関する各種施策の実施について協力を求めるとともに、環境保全に関する知識の普及を図るため、「おおさかの環境と公害」、「昭和56年度において講じようとする公害防止に関する主要施策」、「自動車排出ガス防止のためあなたもぜひ一役を」等のパンフレットを作成して配布した。

### イ 社団法人瀬戸内海環境保全協会の活動

瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全に関する調査研究等の事業を行うため昭和51年12月に設立された社団法人瀬戸内海環境保全協会（瀬戸内海沿岸13府県5市、沿岸地区衛生組織及び沿岸漁業協同組合連合会等40団体で構成）では、瀬戸内海の環境保全に関する研修会、各種広報活動を始め、生物指標調査、清掃美化活動等の事業を積極的に推進するとともに、国に対し瀬戸内海の環境保全に関する諸施策の推進について要望を行った。

府下における協会事業としては、各種の広報事業を実施したほか、大阪府衛生婦人奉仕会がちらしを作成し、府下43市町村の一般家庭に配布した。